

<資料>

I 新聞報道以後の当事者の動き

☆ 7月29日

- ・ 上鍛冶屋自治会 岐阜県知事及び岐阜県警本部長に「公開質問状」(8.20 回答期限 回答なし)
- ・ 秘密保全法に反対する愛知の会 声明 (→ II)

☆ 7月31日

- ・ 当事者連名で岐阜県警及び岐阜県公安委員会に対し「抗議・要求書」(→ III)
(8.31 回答期限 その後に「見解」を出し記者会見を設定予定※)
- ・ 岐阜県警に対し、岐阜県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示を求める
(→ 非開示決定 IV。各自が審査請求を予定)

☆ 8月4日 上鍛冶屋自治会 風力発電事業に対する反対決議

☆ 8月5日

- ・ (株)シーテック及び(株)中部電力に対し「抗議・要求書」
(8.31 回答期限 ※)
- ・ (株)シーテックに個人情報開示請求 (近藤)
→ 8.19 回答 「以下の理由により開示請求に対応することができません。
【調査の結果、ご本人に関する保有個人データが存在していない場合】」

☆ 8月12日

- ・ 岐阜県警に対し、岐阜県情報公開条例に基づく情報開示を求める (近藤)
(→ 非開示決定 IV')

II 秘密保全法に反対する愛知の会 声明

市民監視と市民運動敵視の企業への情報提供を即時中止し、秘密保護法を廃止せよ

2014年7月29日
秘密保全法に反対する愛知の会

私たち「秘密保全法に反対する愛知の会」は、2012年4月に結成して以来、秘密保全法制の制定に反対してきました。昨年12月6日の秘密保護法の制定前から今日まで秘密保護法の制定反対、秘密保護法廃止を訴えて、愛知県を中心に各地で学習会を開き、街頭宣伝を行い、名古屋市内で数千人規模の大集会やデモを主催してきました。私たちが、秘密保護法に反対する主要な理由は、この法律が主権者国民の知る権利を侵害し、国の重要情報を国民に隠し、他方、市民を治安維持の目的で監視対象にするという点にあります。この法律がこのまま施行されることになると、その濫用により、人権が侵害されるおそれがあると指摘しつづけてきたのです。

2014年7月24日、朝日新聞名古屋本社版1面トップ記事で、岐阜県警(大垣警察署)が中部電力子会社(シーテック)に対して、シーテックが進めようとしている風力発電事業に反対している住民及び反対運動に結びつきそうな個人や法律事務所の名前を挙げて、「反対運動をさせない」方向で情報提供していることが報道されました。岐阜県警は、個人の氏名、経歴、病気などのプライバシー情報を収集した上で、中部電力の子会社に提供していました。本来、犯罪の捜査と取り締まりを通じて市民の安全を守るはずの警察が、犯罪には全く関わりのない市民を監視し、得た情報を、私企業に、その私企業の事業への反対運動をさせない、潰す、という目的をもって提供したことに憤りを禁じ得ません。ここで報じられた市民の1人は私たちの会の会員であり、結成以来、秘密保護法

に反対して積極的に活動してきたメンバーです。

本来、市民が社会的な問題に関心を持ち、自らの意思を表明することは表現の自由で保障された基本的人権です。集会を開催し、デモを行うことが憲法上の基本的人権であることは疑う余地がありません。日本国憲法の下で、市民の権利行使を敵視し、市民の個人情報の詳細に調査し、プライバシー情報を本人の同意なく、企業に提供することは、「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」（警察法2条2項）と定める警察として絶対にあつてはならないことです。

今回の岐阜県警の行った情報収集活動及び特定企業への情報提供行為は、「不偏不党且つ公平中正な行為ではありません。明らかに市民運動を敵視したもので、一私企業の利益を図る目的による行為であつて、日本国憲法及び警察法に違反し許される行為ではありません。報じられた記事によれば、市民のプライバシー情報を本人の同意なく密かに収集しており、それ自体、憲法13条により保障された人格権を侵害するものです。しかも、この情報は、市民の憲法上保障された活動を、具体的な危険などないのに危険視し、治安の維持を理由に企業に提供されています。これは思想・表現の自由に対する弾圧です。そして、行政機関個人情報保護法によれば、行政機関は法令の定める所掌事務遂行に必要な場合に限り個人の情報の保有が認められ、利用目的も特定されねばなりません。今回、岐阜県警が個人情報を提供した行為は、その必要性もなく、特定された利用目的に沿つて利用されたものでもないことは明らかです。今回の事件は、自衛隊員の秘密漏洩を防止するために設けられた自衛隊情報保全隊が、自衛隊のイラク派遣に反対する市民を監視し、人格権を侵害するものとして仙台地方裁判所において違法と判断された情報保全隊事件（2012年3月26日仙台地裁判決）と共通する国家権力による市民監視行為であり、その情報を私企業に提供するという点できわめて悪質な行為といわなければなりません。

この事件は私たちが指摘してきた、秘密保護法による国民監視の濫用によって市民の権利が侵害されるという事態が、いままさに進行していること、それが企業の側に立ち市民を敵視する警備公安警察によって行われていることを明るみにいたしました。そして、このような企業と警察との情報交換が日常的に行われていることも企業側のコメントによって明らかになりました。

この事件は、国家による国民監視を進め、市民の自由を萎縮させる秘密保護法が施行されてはならないことを示したものです。

私たちは、市民運動を敵視し市民を監視する活動を直ちに止めるよう警察に要求します。そして、「不偏不党かつ公平中正」に反する企業との情報交換を即時に中止するよう要求します。このような市民敵視の警備公安警察の市民監視を一層、横行させかねない秘密保護法が廃止されるべき法律であることを強く訴え、この国に暮らす多くの人々が声を上げることを訴えるものです。

以上

III 2014.7.31 岐阜県警宛 抗議・要求書

抗議・要求書

2014年7月31日

岐阜県警察本部長 竹内 浩司 様

略（当事者記載）

2014年7月24日、朝日新聞名古屋本社版1面トップ記事で、岐阜県警（大垣警察署）が大垣市上石津町で風力発電事業を進めようとしている中部電力の子会社（シーテック）に対して、住民及び反対運動に結びつきそうな個人や法律事務所の名前を挙げて、「反対運動をさせない」方向で情報提供（「意見交換」）していることが報道されました。私たちは、その報道で名前が挙げられた個人・法

律事務所です。

岐阜県警は、個人の氏名、経歴、病気などのプライバシー情報を収集した上で、シーテックに提供していました。犯罪とは関わりのない市民を監視していたのみならず、得た情報を、特定の私企業に対し、その事業に反対する運動をさせないという意図を露わにして提供したのです。「警察による住民運動潰し指南」ともいうべき一連の行為に憤りを禁じ得ません。

厳重に抗議します。

報道によれば、警察の側からシーテックに対して「風力発電について詳細を知りたい」と持ちかけており、シーテック側はこのような警察との「意見交換」を「事業に不可欠な情報収集活動」ととらえていたようです。

つまり、こうした警察と企業との不当な癒着は、日常的に反復・継続されており、今回報道によって表面化したのは氷山の一角に過ぎないと考えざるをえません。

地域住民が地域の環境問題に深い関心をもって学習会を積み重ねること、及び市民が社会的な問題について意思表示をし、活動すること、そしてそうした住民・市民と結びついて公益的な活動を担おうとする法律事務所のあり方は、日本国憲法で保障されるものであることは疑いなく、同12条前段の「不断的努力」の表れであり、推奨されることであっても有害視・危険視されることではありません。

今回明るみに出た岐阜県警（大垣警察署）の行為は、「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」（警察法2条2項）に明らかに違背します。日本国憲法下の警察が断じて行ってはならない行為です。

そこで、私たちは貴職に対し、以下のことを要求します。

記

1. 上石津町に計画されているシーテックの風力発電事業に反対している上鍛冶屋地区住民の活動への監視・敵視・干渉を即刻やめること。

シーテックとの「意見交換」は、今後一切行わないこと。

2. 今回報道された件に関する事実解明を徹底的に行い、当事者に全面的に公開すること。

3. 原因を究明し、類似事案の存否を調査し、再発防止の施策を明らかにすること。

4. 市民監視と市民運動敵視を即刻やめること。

私企業に個人情報を提供することを即刻やめること。

5. 岐阜県警察本部長は、私たちに謝罪をすること。

以上

IV 個人情報開示請求に対する岐阜県警の非開示決定の理由

個人情報を開示しない理由

岐阜県個人情報保護条例第15条の2に該当

(理由)

開示請求のあった保有個人情報の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県個人情報保護条例第14条第5号に該当し、かつ、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否自体を回答できない。

※ 岐阜県個人情報保護条例より

第14条

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第15条の2

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

IV 情報公開請求に対する岐阜県警の非開示決定の理由

個人情報を開示しない理由

岐阜県情報公開条例第9条に該当
(理由)

公開請求のあった保公文書の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の企業等に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県情報公開条例第6条第4号に該当し、かつ、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該公文書の存否自体を回答できない。

※ 岐阜県情報公開条例より

第6条

実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。

四 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第9条

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

V 弊ブログ

- < 徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/> >
■ 岐阜県警が中電子会社に住民運動潰し指南 その1～その6

VI 参考事例

☆ 情報保全隊訴訟

- < 自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するブログ <http://blog.canpan.info/kanshi/> >
1 審判決 原告・弁護団声明 <http://blog.canpan.info/kanshi/archive/227>

☆ 公安テロ情報流出被害国家賠償請求訴訟

- < ムスリム違法捜査弁護団の情報発信 <http://k-bengodan.jugem.jp/?pid=1> >
ムスリム違法捜査国家賠償請求事件 一審判決要旨 <http://k-bengodan.jugem.jp/?eid=44>

